

北茨城市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 法定外労災保険加入の要件化

本市においては、法定外労災保険の加入を要件としません。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。
ただし、格付を行うのは、土木、建築、舗装の3業種に限ります。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、閲覧（北茨城市総務課）及びインターネット（北茨城市ホームページ）で公表します。

6 個別書類について

共通書類と共に、個別書類として以下の書類を各1部提出してください。

書類名	摘要
営業所等の状況調書	北茨城市に営業所等を有し、市内業者として登録を希望する場合のみ

7 委任先を登録する場合は、資料の送付のほか電子申請で営業所等の登録と「委任先営業所番号」の入力をしてください。

8 問い合わせ先

北茨城市総務部総務課契約検査室
〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地
電話 0293-43-1111 内線335・336
E-mail : soumu@city.kitaibaraki.lg.jp